

甲第九〇號

案 起	昭和五年三月五日
決 定	昭和五年三月五日
施 行	昭和五年三月五日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房次長

総務廳官房長官

総務廳事務官

特別消費者價格調査規則第四條第一項及び第二項
の規定による地域の指定及びその地域において選定すべき
市帯の数を定める告示、特別消費者價格調査規則第
五條第四号の規定により價格又は料金を調査すべきもの
を指定する告示及び特別消費者價格調査規則第
七條第六項の規定による調査票の様式を定める告示を
左案のとおり告示することと致し、

總理廳告示案
別紙あり

局發第三九一号

昭和二十四年三月二十五日

総務廳統計局長 森田 優



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

上 申

左案告示願いたし。

裏面白紙

四月一日以降
(北海道) 宗谷
(山形縣) 最上
(福島縣) 西白河
訂正願いたし

年三月二十五日

総務廳統計局長 森田 優



田吉田 茂 殿

上 申

たし。

49

四月一日以降の告示せらるる場合は
(北海道)「東谷支廳稚内町」は「稚内市」に
(山形縣)「最上郡新庄町」は「新庄市」に
(福島縣)「西白河郡白河町」は「白河市」に
訂正願ひたい。

裏面白紙

◎ 總理通告 第 五 号

特別消費資者價格調査規則第四條第一項及び第二項の規定による地域を次のように指定し、その地域において選定すべき世帯の数を次のように定める。

昭和二十四年五月二十一日

内閣總理大臣

吉田 茂

(北海道)

檜館市	小樽市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯廣市	岩見沢市	北見市	網走市	苫小牧市	留萌市	根室支廳根室町	上川支廳名寄町	宗谷支廳稚内町	檜山支廳江差町
二〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一一〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	七〇	七〇	九〇	七〇
世帯数														

裏面白紙

51/2

(青森縣)

(岩手縣)

(宮城縣)

八戸市	弘前市	田名部町	下北郡	南津軽郡	上北郡	盛岡市	一戸市	釜石市	久慈町	花巻町	盛岡市	石巻市	塩釜市	本吉郡
一一〇	一一〇	一一〇	七〇	七〇	七〇	一五〇	九〇	九〇	七〇	七〇	七〇	九〇	九〇	七〇

裏面白紙

51 2/3

(秋田縣)

(山形縣)

志田郡	古川町	七〇
伊具郡	丸森町	七〇
秋田市	一五〇	
平鹿郡	横手町	七〇
北秋田郡	大館町	七〇
由利郡	象潟町	七〇
山形市	一五〇	
米沢市	一一〇	
酒田市	一一〇	
潟岡市	九〇	
最上郡	新庄町	九〇
東田川郡	余目町	七〇
西置賜郡	長井町	七〇

裏面白紙

(福島縣)

(茨城縣)

福島市	郡山市	若松市	平市	西白河郡 白河町	相馬郡 中村町	岩瀨郡 須賀川町	南会津郡 田島町	水戸市	土浦市	日立市	潮來町	行方郡 多賀町	結城郡 水海道町
一一〇	一一〇	一一〇	九〇	九〇	七〇	七〇	七〇	一一〇	一一〇	一一〇	七〇	七〇	七〇

裏面白紙

(栃木縣)

宇都宮市

一五〇

佐野市

一一〇

足利市

一一〇

栃本市

九〇

鹿沼市

九〇

塩原町

七〇

塩谷郡

七〇

上野賀郡

七〇

下野賀郡

七〇

小山町

七〇

桐生市

一一〇

前橋市

一一〇

太田市

一一〇

伊勢崎市

九〇

中之條町

七〇

吾妻郡

七〇

利根郡

七〇

(群馬縣)

裏面白紙

(埼玉縣)

邑樂郡

館林町

七〇

川口市

一五〇

浦和市

一五〇

大宮市

一一〇

熊谷市

一一〇

川越市

一一〇

秩父郡

秩父町

七〇

大里郡

妻沼町

七〇

入間郡

豊岡町

七〇

南埼玉郡

春日部町

七〇

(千葉縣)

市川市

一一〇

船橋市

一一〇

銚子市

一一〇

松戸市

一一〇

本更津市

九〇

裏面白紙

547/8

(東京都)

印旛郡
夷隅郡
長生郡
山武郡

館山市
成田町
勝浦町
茂原町
片貝町
八王子市
武蔵野市

九〇
七〇
七〇
七〇
七〇
一一〇
一一〇

西多摩郡

青梅町

七〇

北多摩郡

東村山町

七〇

南多摩郡

府中町

七〇

(神奈川県)

川崎市

二〇〇

横須賀市

二〇〇

鎌倉市

一一〇

裏面白紙

54³/₈

(新潟縣)

北蒲原郡	西頸城郡									中郡	足柄郡	愛甲郡	三浦郡				
水原町	糸魚川町	新発田市	柏崎市	高田市	三條市	長岡市	新潟市	伊勢原町	湯ヶ原町	愛川町	三崎町	茅ヶ崎町	平塚市	小田原市			
七〇	七〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一一〇	二〇〇	七〇	七〇	七〇	七〇	九〇	九〇	一一〇			

裏面白紙

(富山縣)

中頭城郡

直江津町

七〇

西礪波郡

石動町

一五〇

下新川郡

魚津町

七〇

婦負郡

八尾町

七〇

(石川縣)

金沢市

二〇〇

小松市

一一〇

七尾市

九〇

山代町

七〇

輪島町

七〇

羽咋町

七〇

福井市

一一〇

武生市

九〇

敦賀市

九〇

小濱町

七〇

(福井縣)

速敦郡

裏面白紙

(岐阜縣)

北佐久郡	西筑摩郡	嶺南郡	松代町	飯田市	津島市	岡谷市	上田市	長野市	岐阜市
一五〇	七〇	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一一〇	七〇

(長野縣)

南巨摩郡	北巨摩郡	南都留郡	下吉田町	塩山町	芦原町	大野町
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇

(山梨縣)

大野郡	坂井郡	東山梨郡	塩山町	下吉田町	下吉田町	大野町
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇

裏面白紙

(静岡縣)

吉城郡
愚那郡
武儀郡
稻葉郡

大垣市	高山市	多治見市	船津町	中津町	興町	那加町	静岡市	浜松市	沼津市	清水市	三島市	富士宮市	伊東市	熱海市
一	九	九	七	七	七	七	二	一	一	一	九	九	九	九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

裏面白紙

(愛知縣)

小笠原郡
菴原郡
^浜名郡
賀茂郡

豊川市
春日井市
瀬戸市
碧南市
津島市
半田市
一宮市
岡崎市
掛川町
興津町
新居町
下出町
島田市
吉原市
豊田市

九〇
九〇
九〇
九〇
九〇
一一〇
一一〇
一一〇
七〇
七〇
七〇
七〇
九〇
九〇
九〇

裏面白紙

裏面白紙

(三重縣)

中島郡
知多郡
用股樂郡
西加茂郡

稲澤町
常清町
新城町
華母町
四日市市
鈴鹿市
宇治山田市
津市
松阪市
上野市
桑名市
尾鷲町
備前町
名張町
彦根市

七〇
七〇
七〇
七〇
一五〇
一一〇
一一〇
一一〇
九〇
九〇
九〇
七〇
七〇
七〇
九〇

(滋賀縣)

北牟婁郡
三重郡
名賀郡

彦根市
名張町
備前町
尾鷲町
桑名市
上野市
松阪市
津市
宇治山田市
鈴鹿市
四日市市
華母町
新城町
常清町
稲澤町

七〇
七〇
七〇
七〇
九〇
九〇
九〇
一一〇
一一〇
一一〇
一五〇
七〇
七〇
七〇
九〇

(大阪府)

(京都府)

相模郡 何鹿郡 南桑田郡 興野郡 高島郡 甲賀郡 福生郡

八尾市 吹田市 豊中市 岸和田市 布福市 堺市 木津町 菟町 岩滝町 福知山市 今津町 水口町 八幡町 長瀬市

一一〇 一一〇 一一〇 一一〇 一五〇 一五〇 七〇 七〇 七〇 七〇 九〇 七〇 七〇 七〇 九〇

裏面白紙

北河内郡

守口市	池田市	高槻市	枚方市	茨木市	東大津市	東佐野市	貝塚市	富田林町	高石町	庄内町	茨田町	渡邊川町	尼崎市	姫路市
一一〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二〇〇	二〇〇

裏面白紙

(奈良縣)

城崎郡
多紀郡
多可郡
朝來郡
揖保郡

大和郡	高田町	鹿野町	竹田町	西脇町	磯山町	豐岡町	相生市	洲本市	芦屋市	伊丹市	明石市	西宮市
九〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	九〇	九〇	一一〇	一一〇	一一〇	一五〇

裏面白紙

(島根縣)

(島根縣)

(和歌山縣)

東伯郡 西伯郡 日高郡 西牟婁郡 那賀郡 伊都郡

宇陀郡 磯城郡 宇智郡

松江市	倉吉町	御來屋町	木子市	御坊町	串本町	若出町	橋本町	新宮市	海南市	出雲市	和歌山市	五條町	田原本町	大字陀町
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

裏面白紙

(廣島縣)

(岡山縣)

小田郡
阿哲郡
上道郡

美濃郡
廣吉郡
邑智郡

出雲市	浜田市	益田町	西郷町	川本町	岡山市	津山市	倉敷市	玉野市	兒島市	笠岡町	新見町	西大寺町	吳市	福山市
九〇	九〇	七〇	七〇	七〇	一五〇	一一〇	九〇	九〇	九〇	七〇	七〇	七〇	一五〇	一一〇

裏面白紙

(山口縣)

山縣郡
豐田郡
佐伯郡
雙三郡

光市	下松市	秋市	小野田市	岩國市	防府市	徳山市	山口市	宇部市	加計町	忠海町	二十日町	三次町	三原市	尾道市
九〇	九〇	九〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一五〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一一〇	一一〇

裏面白紙

(愛媛縣)

(香川縣)

(徳島縣)

大川郡
多度郡
三寶郡

美濃郡
厚狹郡
玖珂郡
三好郡
那賀郡

宇和島市	新居浜市	今治市	観音寺町	善通寺町	津田町	丸龜市	坂出市	高松市	橋本町	池田町	鳴門市	柳井町	厚狹町	伊佐町
一	一	一	七	七	七	九	九	一五	七	七	九	七	七	七
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

裏面白紙

裏面白紙

(高知縣)		(福岡縣)	
宇摩郡	喜多郡	吾川郡	高岡郡
安藝郡			
西條市	八幡浜市	三島町	大洲町
九〇	九〇	七〇	七〇
		一五〇	七〇
		七〇	七〇
		須崎町	安藝町
		七〇	七〇
		福岡市	大牟田市
		二〇〇	一五〇
			小倉市
			一五〇
			門司市
			一五〇
			久留米市
			一一〇
			田川市
			一一〇
			若松市
			一一〇

(佐賀縣)		(長崎縣)	
戸畑市	一一〇	京都市	七〇
直方市	一一〇	宗像郡	七〇
飯塚市	九〇	八女郡	七〇
行橋町	七〇	筑前郡	七〇
東郷町	七〇	糸島郡	七〇
羽犬塚町	七〇	唐津郡	一一〇
二日市町	七〇	鹿島町	七〇
前原町	七〇	伊万里町	七〇
佐賀市	一一〇	鳥栖町	七〇
唐津市	一一〇	長崎市	二〇〇
佐賀市	一一〇	佐世保市	一五〇

裏面白紙

(大分縣)

中津市	大分市	別府市	隈府町	水俣町	宮地町	人吉市	八代市	荒尾市
一一〇	一一〇	一一〇	七〇	七〇	七〇	九〇	九〇	一一〇

(熊本縣)

熊本市	加津佐町	下縣郡	北松浦郡	平戸町	島原市	諫早市
二〇〇	七〇	七〇	七〇	七〇	九〇	一一〇

裏面白紙

(宣傳)

直入部

北海部部

四書章句

高
山
岡

宮崎 正

温州市

潤澤町

三、

國元農市

國際

川内市

秘
藏
司

年木野町

若川町

佐伯市

竹
出
町

白件司

高山坡

三
四
五

地
面
市

天津司

三、

國元農市

出 版 部

川内龍

秘
錄
聞

年才到

著
川
田

(麗兒島牌)

周边部

日
區
部

烟味超

71

裏面白紙

裏面白紙

◎總理通告示第 三〇 号

特別消費者價格調査規則第五條第四号の規定により價格又は料金を調査すべきものを次のように指定する。

昭和二十四年 三月三十一日

内閣總理大臣

吉田

英

清	さらし	キヤラメル	チヨコレイト	佃煮	豆腐	乾のり	マイダリン	バター	鶏肉	ハム	鯨ベーコン	鯨肉	豚肉	牛肉
酒	飴													

裏面白紙

ウィスキー
 焼酎
 香茶
 煎茶
 紅茶（喫茶店における）
 コーヒー（同右）
 乳児用（着物）
 ベビー服
 男子通学服
 子供合洋服
 ズボン
 男子夏シャツ
 男子ワイシャツ
 男子ズボン下
 毛布

裏面白紙

綿ネル
毛糸
織糸
キヤラコ地
絹ボブリン地
絹地
人絹地
洋服地
仕立代
織質
染色代
綿打直し代
洗濯代
ホームスパン地
男子靴下

裏面白紙

75

婦人靴下
婦人足袋
地下足袋
男子革短靴
男子ゴム長靴
運動靴
子供革靴
婦人雨傘
男子胸下駄
婦人胸下駄
子供下駄
鼻緒
タオル
ボタン
スナック

ゴム紐
 靴
 靴
 靴
 杉板材
 角材
 疊
 疊
 釘
 障子紙
 飯茶碗
 湯呑茶碗
 皿
 弁当箱
 さ
 な
 べ

裏面白紙

やかん
電球
ソケット
座敷ほうき
のこぎり
アスピリン
胃散
ビタミンB剤
ズルフアミン
診療料
化粧石けん
バニシングクリーム
粉白粉
歯ブラシ
ボマード

裏面白紙

入浴料
理髪料
パーマネント代
電車賃
バス代
電話料
授業料
レターペーパー
ノートブック
インク
クレオン
毛筆
万年筆
新聞代
雑誌代
映画観覧料

裏面白紙

裏面白紙

◎ 総務省告示第 二二五 号

特別消費増価格調査規則第七條第六項の規定による調査票の様式を次の
ように定める。

昭和二十四年

四月 三十一 日

内閣総務大臣

吉田 賢二

表

総理庁統計局特別消費者価格調査日計票

計 記入世帯番号 第 号

注
 ○毎日記入した「現金支出記入票」の枚数と、その金額の合計及び「現物収入消費票」の枚数をその日に書き入れて下さい。
 ○上記の金額がその日に実際変動した金額と合うかどうかよく確かめて下さい。
 ○支出のなかった日は「枚数」欄も「金額」欄も「0」と書き入れて下さい。
 ○各期の最後の日にその期間の枚数と金額の各合計を「合計」欄に書き入れて下さい。

月				現金支出記入票枚数	支出金額日計				現物収入消費票枚数	備考
期	二	三	四	入	枚	千	百	十	円	枚
1	9	16	24							
2	10	17	25							
3	11	18	26							
4	12	19	27							
5	13	20	28							
6	14	21	29							
7	15	22	30							
8		23	31							
合 計										

裏

調査票に書くときぜひ守っていただきたいこと

- 1 一枚一枚に日付を書き流さないこと
- 2 二枚以上の品物をまとめて書かないで一枚には必ず一品目だけ記入のこと
- 3 産地が否かを誤らぬよう○印でかこむこと（食料費、被服費、娯楽費について）
- 4 「生米」「鮮魚」「野菜」「たばこ」というようなまとめた名前を書かないで「七分ずき米」「生いか」「大根」「きんし」というような品名で書くこと
- 5 「主人小ずかい」「子供遣足費」などはまとめて書かず、何を買ったか、何に使ったか（例、映画入場料、動物園入場料）を一品または一費途ごとに一枚に書くこと
- 6 種類品質などはできるだけわしく書くこと（例えば「実効能」にはかぜ薬、「調下駄」には男物杉沓木綿袴つきというように）
- 7 単価の割り出しが特にむずかしいときには単価を省いても数量をおとさないこと、また単価はハッキリしているが数量がわからないときは数量を省いて結構ですから単価と支出金額をハッキリ書くこと
- 8 所得税、家賃、授業料、電気水道料などきまつた支出や外で使った費用を書き流さないこと
- 9 現物収入消費票には内職の報酬、受贈品及び物々交換によるものは記入しないこと
- 10 現物収入消費票には品物を使用した時に一枚一枚書くこと

裏面白紙

めくれず

金

指定統計第二三號

総理府統計局 現金支出記入票 (月 日)

特別消費者価格調査

六 大 費 別 (○でかこんで下さい)	食料費 配給 否	外食費	被服費 配給 否	光熱費 配給 否	住居費	雑費	主	非
品 名 又 は 費 途								
種類、品質、等級 材 料 又 は 摘 要								
單 価	() 円							
数 量	(単位名)							
支 出 金 額								

※数量は一山、一皿、一袋、一握などでなく、匁、匁、キロ、升、合、デンド、斤などの目方または換目で書いて下さい。

物

指定統計第二三號

総理府統計局 現物収入消費票 (月 日)

特別消費者価格調査

受入の区別 (数字と○でか こんで下さい)	1 勤 動	2 先 自	3 家 産	店 用	品 用	主	非
品 名							
種類、品質、等級 材 料 又 は 摘 要							
数 量	(単位名)						
見 積 金 額							

註 この消費票は現物収入のうち食料品のようなものならば実額に消費した分を、石綿とかまた、器具のようなものならば使用しはじめた時の分を書いて下さい。
数量は一山、一皿、一袋、一握などでなく、匁、匁、キロ、升、合、デンド、斤などの目方または換目で書いて下さい。

裏面白紙

めくれず

世

秘

総 理 庁 統 計 局
特 別 消 費 者 價 格 調 査
世 帯 票

検印 指導員 調査員

市番	町番	単位番	区番	記入世帯番	職業番	職業	世帯員	人	有	業	人
世帯主氏名							記入期間	支出金額			
世帯主	世帯主	勤務者	(民官公)	給料生活者	(民官公)	業主	(経営業)	その他			
(一) 世帯員							(二) 住居				
世帯上の地位	職	業	性別	年齢	就業者か否か	住居の種類	同居の有無				
1 世帯主			男女	才	然否	借家	無有				
2			男女	才	然否	1.長屋	1.食料付				
3			男女	才	然否	2.独立家屋	2.間貸のみ				
4			男女	才	然否	借間					
5			男女	才	然否	アパート	疊数				
6			男女	才	然否	官公舎	疊				
7			男女	才	然否	社宅	家賃				
8			男女	才	然否	持家					
9			男女	才	然否	建設年代	四				
10			男女	才	然否		届出家賃				
計				人	人		年	円			
備考											

註 ※印の欄には調査員の方は何も記入しないで下さい。更に職業番號の欄は統計局でつけますから最後迄空欄にして下さい。

裏面白紙

員

総理府統計局特別消費者価格調査

世帯人員票

検 印	指導員		調査員
--------	-----	--	-----

○この票は調査員が世帯主に聞いて記入します。

記入世帯番号	世帯の所在地	市町符号	記入期間
第 号	都道 市 町 番地 府縣 郡		第 期分

記入票枚数	枚	世帯人員	人	有業者
消費票枚数	枚			

裏面白紙

めくれず

總統經第四四〇号

昭和二十五年三月十七日

總理府統計局總務課長

總理府統計局總務課長



内閣總理大臣官房總務課長 殿

特別消費者價格調查規則及び同告示中一部訂正
について

昭和二十四年三月二十九日總理府令第十七号特別消費者價格調查規則及び同三月三十一日總理府告示第二十一号中に別紙のとおり誤りがあつたので、その訂正方お取り計らい願います。

總理府統計局

めくれず

裏面白紙

裏面白紙

昭和二十四年三月二十九日総理庁令第十七号特別消費者価格調査規
則第二條一行「消費価格調査」は「消費者価格調査」の第六條第一項
一行「第一章」は「第一項」の、第十二條第四項第三号一行「一箇年」
は「一箇月」の、同三月三十一日総理庁告示第二十一号中二三九頁上
段（兵庫県の項中「揖保郡滝野町」は「揖保郡龍野町」のいずれも
誤り。